

### 施設利用料の滞納問題 滞納に対する事前策

ついてご説明します。

利用者の自己負担分の滞納問題を抱えている施設も少なくないかと思えます。自己負担分の滞納が発生する原因はいくつか考えられますが、利用者側にも問題があると感じます。

利用者側の問題として、前回の対応としては不十分です。身元引受人とては、そもそも利用者側の年金等収入が低く、利用者の生活費の支出を優先させて利用料の支払いを後回しにしてしまっているといった根本的な経済的な問題

札幌総合法律事務所  
石川 和弘 弁護士  
福田 直之 弁護士



が一月、二月の短い「催告」(民法一五三の二)に該当し、訴訟提起等をするまで六月間、時効の進行をストップさせることができず、五年が経過して、早期にそれを解消させようとする努力がなされず、滞納を継続させる傾向があります。従って、滞りという点もありません。最新の情報を得るためには、契約後に契約時の情報と変更が生じた場合には、施設に必ず書面で報告すること

約等でも一般的に行われていることです。施設側としては運営上必要な対応であるという認識をもって、連帯保証人が確保できるのである限り、滞りという点もありません。最新の情報を得るためには、契約後に契約時の情報と変更が生じた場合には、施設に必ず書面で報告すること

この段階で督促を文書で行うことの意味は、催告(民法一五三の二)に該当し、訴訟提起等をするまで六月間、時効の進行をストップさせることができず、五年が経過して、早期にそれを解消させようとする努力がなされず、滞納を継続させる傾向があります。従って、滞りという点もありません。最新の情報を得るためには、契約後に契約時の情報と変更が生じた場合には、施設に必ず書面で報告すること

# 介護現場における

連載 7回

## 法律問題

利用者が認知症となつたなど判断能力が不十分となつた問題、利用者との間で連帯保証者の年金の入ってくる通帳を親族が管理して金銭を費消しているといった金銭搾取の問題などが挙げられます。

法的措置に備えて連帯保証人の勤務先の情報も、あらかじめ収集しておく方が良いでしょう。利用者の家族等の緊急連絡先の情報も更新できるようにしておく必要があります。

とを義務付けなどする点目には時効の中断という意義です。利用者の自己負担分は、民事上の債権に当たり、訴訟を起したとしても、必ず金銭を回収することができません。勝訴判決を獲得したとしても、相手方が任意に支払わなかった場合、別途強制執行手続きにより相手方の財産の差押をして回収する必要があります。差押のためには、相手方の財産がある程度特定しなければなら

滞納が解消しない場合の法的手段  
債権回収の一般的なモデルをご説明しましたが、介護の現場では、金銭搾取、認知症の問題等、困難事例が多々あるかと思えます。今回の一般論を参考として、困難事例に直面した場合には、早期にご相談いただければと思います。

■札幌総合法律事務所  
〒060-0005 札幌市中央区北5条西11丁目17-2  
TEL:011(281)8448 FAX:011(281)8458  
URL: http://www.sapporo-sogo-lo.com/  
E-mail: info@sapporo-sogo-lo.com  
※初回の相談は無料です。